

## 鳥取藝住実行委員会

# 職員の給与等に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、鳥取藝住実行委員会（以下「本会」という）の職員に対する給与等の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

### (遵守義務)

第2条 本会及び職員は、本規程及び法令等の規定を遵守し、お互いの信頼を高めるように努力しなければならない。

### (給与等の基準)

第3条 職員の給与等は、基本給及び諸手当とする。

2 基本給は、原則として時給によることとし、1時間当たり鳥取県最低賃金以上1,500円以下の範囲内で個別の契約書面によって定め、本人の提出するタイムシートにより支給額を計算する。

3 特別の事情により前項の基準による支給が適切でない場合は、予算の範囲内において、委員長が理事会の審議を経て、別の定めをすることができる。

4 諸手当は、各人の勤務形態に応じ、法令の規定に従い、個別の契約書面によって定め、支給する。

### (支払いの決裁)

第4条 事務局長の給与等は、委員長がその勤務状況等を確認のうえ決裁し、支払う。

2 事務局員の給与等は、事務局長がその勤務状況等を確認のうえ決裁し、支払う。

### (給与等の計算期間および支払日)

第5条 給与等は、毎月末日に締切り、翌月20日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。

### (給与等の支払いと控除)

第6条 給与等は、原則として、金融機関の口座への振り込みによって、その全額を支払う。ただし、源泉所得税その他必要なものを控除して支払うものとする。

### (改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て委員長が行う。

## 付 則

本規程は令和4年9月16日から施行する。